

令和6年度

奥会津地域産品販売促進業務委託

公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

奥会津地域産品販売促進業務の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

## 2 事業の目的

奥会津の地域産品を一体的にPRする場やコロナ禍以降市場規模が拡大している電子商取引（以下、「EC」という）等のWEB媒体を活用し、地域産品を用いた商品の販売をすることで地域産品のブランド化と販路開拓を図る。

## 3 事業の概要

(1) 発注者 只見川電源流域振興協議会

(2) 業務名 奥会津地域産品販売促進業務

(3) 業務内容

ア 地域産品のブランド化

イ 地域産品の販売

ウ データの収集

エ 販売促進体制の構築

※詳細は、別紙「奥会津地域産品販売促進業務委託仕様書」を参照すること。

(4) 予算額 金4,543,000円

※消費税額及び地方消費税額を含む。

(5) 履行期限 受注者は、原則として令和7年2月28日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された業務工程表の完了時期迄に完成させる。

## 4 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始 令和6年5月20日（月）

(2) 質問書の受付期間 令和6年5月20日（月）～5月24日（金）

(3) 質問に対する回答 令和6年5月27日（月）※予定

(4) 参加申込書及び企画提案書の提出 令和6年5月31日（金）17時必着

(5) 審査会（プレゼンテーション） 令和6年6月 3日（月）※予定

(5) 審査結果の通知及び契約締結 令和6年6月上旬

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 福島県会津地域に本店、支店、営業所などの拠点を有すること。また、本業務終了後、引き続き地域内の事業者との取引を継続する意思があること。

(2) 地方税、国税などを滞納していないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定に該当する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。

- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体などから指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 福島県暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条に該当する者ではないこと。

## 6 参加申込及び企画提案の方法

本プロポーザルに参加する者は、以下の方法により参加申込などを行うこと。

### (1) 参加申込書などの提出

①提出期限までに以下の書類を持参または郵送及びデータにより提出すること。

なお、様式は当協議会ホームページからダウンロードすること。

ア「参加申込書」8部（様式1）

イ「会社（団体）概要書」8部（様式2）

ウ「業務受託実績書」8部（様式3）

業務受託実績について3件以内を記載し、その実績が確認できる資料（記録誌やその目次など）を1部提出すること。

エ「業務実施体制」8部（様式4）

契約締結後における業務の実施体制及び業務従事者の情報（予定）について記載すること。

オ「企画提案書」8部（任意様式）

カ「業務工程表」8部（任意様式）

ク「参考見積書」8部（任意様式）

\*イ及びウ並びにエについては、様式に掲げる項目内容が記載された既成資料での提出を可とする。

②企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

③提出された企画提案書などは、返却しないこととする。

(2) 仕様書に記載されている事項以外で、事業の趣旨や目的に沿うものであって、予算の範囲内であれば加えて提案することは可とする。

### (3) 質問書（様式5）の受付

①本プロポーザルに関する質問は、趣旨を簡潔にまとめ電子メールにより提出すること。

②質問者には、電子メールにより回答を送付する。なお、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

## 7 選定方法

「奥会津地域産品販売促進業務委託公募型プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）において審査する。

審査会での最も高い評価となった提案者を受託候補者として選定する。

また、提案者が1者の場合は、その内容が審査基準（全審査員の平均得点が60点以上）を満たす場合のみ当該提案者を受託候補者として選定する。

(1) 企画提案（プレゼンテーション）及び提案者へのヒアリングにより審査を行い、受託候補者の選定を行う。

(2) 企画提案の所要時間は、各提案者20分程度（説明10分、質疑応答10分）とする。

(3) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合はその提案及び、審査結果を無効とする。

(4) 審査の結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。

## 8 審査基準

審査は、100点を満点とし、以下の点を基準により審査する。

### (1) 企画提案の趣旨（配点：20点）

①実施要領及び仕様書の意図を理解した提案となっているか。

### (2) 内容・構成（配点：60点）

①地域産品の特長や魅力を訴求でき、かつ消費者の関心を引く魅力的なテーマが提案されているか。

②提案された新商品は、地域産品の需要の促進に向けて高い効果が見込まれるか。

③特集ページは、地域産品のPRと消費者の購買意欲を高めるため、地域産品ならではの魅力などの情報が伝わる工夫がされているか。

④SNSやメルマガ等を活用し、サイト利用者に対して地域産品の魅力等を効果的に伝えるためのPR方法が提案されているか。

⑤地域産品の販売データに関して、販売実績や消費者の評価等を収集・分析できる方法となっているか。

⑥地域内事業者との円滑な関係性の構築や、業務終了後の取引継続のための提案がされているか。

### (3) 実行予算について（配点：10点）

①見積額は予算の範囲内で適切なものとなっているか。

### (4) 事業実施体制（配点：10点）

①企画趣旨に基づいた事業実施能力（スケジュール管理・予算管理）を有しているか。

## 9 契約

### (1) 受託者の決定

受託候補者と仕様及びに委託料など詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、契約の採択に至らない場合がある。

### (2) 契約の締結

上記（1）で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、当協議会と協議の上、速やかに手続きを進めるものとする。

なお、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額などを調整できるものとする。

## 10 各書類の提出先・問合せ先

担当 只見川電源流域振興協議会 鈴木徹

住所 〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933番地

電話 0241-42-7125

FAX 0241-42-7127

メール [tdrsk@okuaizu.net](mailto:tdrsk@okuaizu.net)